

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第1

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第3

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等 の氏名並びに その所属する 部局の名称及 び所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の 商号又は名称及 び住所	法人番号	一般競争入 札・指名競争 入札の別（総 合評価の実 施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募 者数	
5号建物空調 機交換補修	陸上自衛隊施設学校 会計課長 綾戸 常貴 陸上自衛隊勝田駐屯地 茨城県ひたちなか市勝 倉3433	6.6.4	株式会社ハンデッ クス	6370001012431	一般競争入札	1,807,520	1,633,500	90.37%				
ドローン借 り上げ	陸上自衛隊施設学校 会計課長 綾戸 常貴 陸上自衛隊勝田駐屯地 茨城県ひたちなか市勝 倉3433	6.6.4	株式会社アクティ オ	6010001034494	一般競争入札	1,883,750	1,507,000	80.00%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 4

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等 の氏名並びに その所属する 部局の名称及 び所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の 商号又は名称及 び住所	法人番号	随意契約によ ることとした 会計法令の根 拠条文及び理 由（企画競争 又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応 募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。